

付知川地区 水路トンネル補修検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考														
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。															
(目 的) 第1-2条	本業務は、国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業の一環として、付知川地区の水路トンネル(1号トンネル、2号トンネル、9号トンネル、14号トンネル、15号トンネル、18号トンネル)を対象とする補修工法の適用と評価を進めるための試験施工内容を検討し、その各対策工法評価及びモニタリング計画の検討を行う。 また、上記の検討した内容について、東海農政局第三者技術評価委員会(以下「委員会」という。)に諮り、学識経験者の助言を受けるものである。															
(場 所) 第1-3条	本業務の対象施設及び検討対象の場所は、岐阜県中津川市高山地内であり、別添位置図に示すとおりである。															
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 また、作業実施のため施設用地以外に借用地が必要な場合には、監督職員と協議するものとする。															
(一般事項) 第1-5条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものである。															
(管理技術者) 第1-6条	(1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
(照査技術者) 第1-7条	(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th><th>技 術 部 門</th><th>選 択 科 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td></tr> <tr> <td>農業</td><td>農業土木、農業農村工学</td></tr> <tr> <td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															

項 目	内 容	備 考																								
(担当技術者) 第 1－8 条 (配置技術者の 確認) 第 1－9 条	(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。 また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第 1－7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。 (3) 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりする。 1) 業務計画作成時 2) 付知川地区水路トンネルの試験施工内容に係る基本条件の設定時 3) 付知川地区水路トンネルの試験施工内容に係る細部条件の決定時 4) 付知川地区水路トンネルの試験施工内容に係る設計計算書、設計図、数量計算書等の作成時 5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合 (4) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。 担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。 共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																									
	(保険加入) 第 1－10 条	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に記載されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																								
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条	本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。 <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行 (制定) 元</th><th>制定(改定) 年月</th></tr><tr><td>1</td><td>土地改良事業計画設計基準・設計 水路工</td><td rowspan="2">(社) 農業 農村工学会</td><td>H26. 3</td></tr><tr><td>2</td><td>土地改良事業計画設計基準・設計 水路トンネル</td><td>H26. 7</td></tr><tr><td>3</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き</td><td rowspan="4">農林水産省 農村振興局</td><td>H27. 5</td></tr><tr><td>4</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」</td><td>H28. 8</td></tr><tr><td>5</td><td>農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」</td><td>H28. 8</td></tr><tr><td>6</td><td>農業水利施設の長寿命化のための手引き</td><td>H27. 11</td></tr></table>	番号	名 称	発行 (制定) 元	制定(改定) 年月	1	土地改良事業計画設計基準・設計 水路工	(社) 農業 農村工学会	H26. 3	2	土地改良事業計画設計基準・設計 水路トンネル	H26. 7	3	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省 農村振興局	H27. 5	4	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	H28. 8	5	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」	H28. 8	6	農業水利施設の長寿命化のための手引き	H27. 11	
番号	名 称	発行 (制定) 元	制定(改定) 年月																							
1	土地改良事業計画設計基準・設計 水路工	(社) 農業 農村工学会	H26. 3																							
2	土地改良事業計画設計基準・設計 水路トンネル		H26. 7																							
3	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省 農村振興局	H27. 5																							
4	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」		H28. 8																							
5	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」		H28. 8																							
6	農業水利施設の長寿命化のための手引き		H27. 11																							

項 目	内 容	備 考																								
(作業条件) 第 2－2 条	<p>本業務については、現地調査を実施することは、想定していないが、万が一現地調査を実施する場合は、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 現地調査の実施に当たっては、事前に調査方法、調査位置及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 現地調査を行う時期は下表に示す期間を予定しているが、施設内へ立入る日程等の詳細については、監督職員と打ち合せた後、実施するものとする。</p> <table><tr><th>地区名</th><th>施設名</th><th>作業予定期間</th><th>備考</th></tr><tr><td>付知川地区</td><td>1 号トンネル、2 号トンネル 9 号トンネル、14号トンネル 15号トンネル、18号トンネル</td><td>令和 8 年12月～令和 9 年 2 月（予定）</td><td></td></tr></table> <p>(3) 現地調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。</p> <p>(4) 道路及び歩道の使用に当たっては、道路管理者等の許可を得るものとする。</p> <p>(5) 道路管理者等との協議の結果、交通誘導警備員が必要となった場合は、監督職員と協議上、必要となる人員を配置するものとする。</p> <p>(6) 付知川地区水路トンネルを対象とした調査は落水後を想定しているが、落水後も作業上支障となる状態が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>また、足場等の仮設工が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(7) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>	地区名	施設名	作業予定期間	備考	付知川地区	1 号トンネル、2 号トンネル 9 号トンネル、14号トンネル 15号トンネル、18号トンネル	令和 8 年12月～令和 9 年 2 月（予定）																		
地区名	施設名	作業予定期間	備考																							
付知川地区	1 号トンネル、2 号トンネル 9 号トンネル、14号トンネル 15号トンネル、18号トンネル	令和 8 年12月～令和 9 年 2 月（予定）																								
(対象施設) 第 2－3 条 (参考図書) 第 2－4 条	<p>本業務の対象となる施設は、別紙－ 1 対象施設一覧表に示すとおりである。</p> <p>本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。</p> <table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行（制定）元</th><th>制定(改定)年月</th></tr><tr><td>1</td><td>農業水利施設保全補修ガイドブック</td><td>一般社団法人 農業土木事業協会</td><td>H30. 6</td></tr><tr><td>2</td><td>コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-</td><td>(社)日本コンクリート工学会</td><td>H25. 5</td></tr><tr><td>3</td><td>コンクリート診断技術 ‘18</td><td>(社)日本コンクリート工学会</td><td>H30. 5</td></tr><tr><td>4</td><td>農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】</td><td>農林水産省農村振興局整備部設計課</td><td>R5. 3</td></tr><tr><td>5</td><td>農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【水路トンネル編】</td><td>農林水産省農村振興局整備部設計課</td><td>R3. 6</td></tr></table>	番号	名 称	発行（制定）元	制定(改定)年月	1	農業水利施設保全補修ガイドブック	一般社団法人 農業土木事業協会	H30. 6	2	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-	(社)日本コンクリート工学会	H25. 5	3	コンクリート診断技術 ‘18	(社)日本コンクリート工学会	H30. 5	4	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】	農林水産省農村振興局整備部設計課	R5. 3	5	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【水路トンネル編】	農林水産省農村振興局整備部設計課	R3. 6	
番号	名 称	発行（制定）元	制定(改定)年月																							
1	農業水利施設保全補修ガイドブック	一般社団法人 農業土木事業協会	H30. 6																							
2	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2013-	(社)日本コンクリート工学会	H25. 5																							
3	コンクリート診断技術 ‘18	(社)日本コンクリート工学会	H30. 5																							
4	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路編】	農林水産省農村振興局整備部設計課	R5. 3																							
5	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【水路トンネル編】	農林水産省農村振興局整備部設計課	R3. 6																							

項 目	内 容	備 考																						
(貸与資料) 第2－5条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <p>(1) 付知川地区を対象とした貸与資料</p> <table><tr><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr><tr><td>土地改良施設台帳付属図面</td><td>1部</td></tr><tr><td>平成16年度国営造成水利施設保全対策指導事業 付知川地区幹線用水路予防保全計画作成業務</td><td>1部</td></tr><tr><td>平成19年度 地域整備方向検討調査中津川福岡地域整備構想策定業務</td><td>1部</td></tr><tr><td>平成20年度 地域整備方向検討調査中津川福岡地域整備構想策定業務</td><td>1部</td></tr><tr><td>平成20年度 補強・補修対策技術高度化実施設計業務</td><td>1部</td></tr><tr><td>平成27年度 付知川用水地区 施設状況調査等業務</td><td>1部</td></tr><tr><td>平成28年度 付知川用水地区 整備構想等検討業務</td><td>1部</td></tr><tr><td>平成29年度 付知川用水地区 事業計画等検討業務</td><td>1部</td></tr><tr><td>令和4年度 付知川地区 水路橋補修対策検討他業務</td><td>1部</td></tr><tr><td>令和7年度 付知川地区 水路トンネル空洞量調査他業務</td><td>1部</td></tr></table> <p>また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p>	貸与資料	数量	土地改良施設台帳付属図面	1部	平成16年度国営造成水利施設保全対策指導事業 付知川地区幹線用水路予防保全計画作成業務	1部	平成19年度 地域整備方向検討調査中津川福岡地域整備構想策定業務	1部	平成20年度 地域整備方向検討調査中津川福岡地域整備構想策定業務	1部	平成20年度 補強・補修対策技術高度化実施設計業務	1部	平成27年度 付知川用水地区 施設状況調査等業務	1部	平成28年度 付知川用水地区 整備構想等検討業務	1部	平成29年度 付知川用水地区 事業計画等検討業務	1部	令和4年度 付知川地区 水路橋補修対策検討他業務	1部	令和7年度 付知川地区 水路トンネル空洞量調査他業務	1部	
貸与資料	数量																							
土地改良施設台帳付属図面	1部																							
平成16年度国営造成水利施設保全対策指導事業 付知川地区幹線用水路予防保全計画作成業務	1部																							
平成19年度 地域整備方向検討調査中津川福岡地域整備構想策定業務	1部																							
平成20年度 地域整備方向検討調査中津川福岡地域整備構想策定業務	1部																							
平成20年度 補強・補修対策技術高度化実施設計業務	1部																							
平成27年度 付知川用水地区 施設状況調査等業務	1部																							
平成28年度 付知川用水地区 整備構想等検討業務	1部																							
平成29年度 付知川用水地区 事業計画等検討業務	1部																							
令和4年度 付知川地区 水路橋補修対策検討他業務	1部																							
令和7年度 付知川地区 水路トンネル空洞量調査他業務	1部																							
(参考図書及び 貸与資料の取扱い) 第2－6条	<p>第2－4条、第2－5条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、最新版を用いることとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。</p>																							
第3章 作業内容 (作業項目及び 数量) 第3－1条	<p>本業務における主な作業内容は、次のとおりである。なお、詳細な作業内容及び数量は、別紙－2作業項目内訳表に示すとおりである。</p> <p>(1) 水路トンネル試験施工の検討</p> <p>付知川地区1号、2号、9号、14号、15号、18号水路トンネルを対象に、裏込め注入工法についての補修工法の試験施工を検討する。</p> <p>1) 資料検討</p> <p>設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。</p> <p>2) 適用性の検討</p>																							

項 目	内 容	備 考
(作業の留意点) 第3-2条	<p>現地踏査及び過年度業務の結果から各水路トンネル対する裏込め注入工法の適用性を検討する。</p> <p>3) 仕様の決定 裏込め注入工法について、水路トンネル毎の補修材料、施工仕様、施工範囲及び施工方法を検討する。</p> <p>4) 工法評価手法の検討 施工後、裏込め注入工法の適用性を評価するために必要なモニタリング項目及び内容について検討する。</p> <p>5) 積算業務 試験施工に必要な設計図、数量計算、施工計画、積算資料等を作成する。</p> <p>(2) 委員会の運営</p> <p>1) 委員委託等 委員委託や謝金等の支払いを行う。</p> <p>2) 委員会資料の作成 水路トンネル試験施工内容の検討結果をもとに委員会資料を作成する。</p> <p>(3) 委員会の開催 委員会を開催し、その運営等を行う。</p> <p>業務の実施に当たって特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(2) 裏込め注入工法の工法評価の検討に当たっては、継続的なモニタリングが可能な項目及び内容を検討することとする。</p> <p>(3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(4) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(6) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。</p> <p>なお、コスト縮減に関して新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.do を参照。 ・新技術情報システム（NETIS） http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.asp を参照。 <p>(7) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/ を参照。 <p>(8) 現地踏査等の実施に当たっては、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(業務写真における黒板情報の電子化)</p> <p>第3-3条</p>	<p>ならない。</p> <p>(9) 現地踏査の各工程(準備、後片付けを含む)について、実施状況が把握できるように写真撮影を行い記録すること。</p> <p>(10) 総合的な考察及び判定は、管理技術者が現状を十分に把握した上で行うものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。</p> <p>受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア</p> <p>受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入</p> <p>1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。</p> <p>2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い</p> <p>1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。</p> <p>2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。</p> <p>3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品</p> <p>受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。</p> <p>なお、受注者は納品時にURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用</p> <p>機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。</p>	

項 目	内 容	備 考
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階</p> <p>第2回 中間打合せ（施工計画検討、試験施工内容の検討段階）</p> <p>第3回 中間打合せ（モニタリング計画作成段階）</p> <p>第4回 中間打合せ（委員会の資料作成段階）</p> <p>最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、その都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>	
(委員事前説明) 第4-2条	<p>本業務は、以下の段階において委員会の委員（1名）に対し、委員会の議事内容について事前に個別説明を予定しており、管理技術者が出席するものとする。</p> <p>また、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>第1回 委員会資料の作成段階</p> <p>時 期 令和8年12月頃</p>	
(幹事会) 第4-3条	<p>本業務は、以下の段階において委員会幹事会を予定しており、管理技術者が出席するものとする。</p> <p>また、受注者は速やかに業務打合せ記録簿を作成し、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>第1回 委員会資料の作成段階</p> <p>時 期 令和8年12月頃</p>	
(委員会) 第4-4条	<p>本業務は、以下の段階において委員会を予定している。委員会には管理技術者が出席し、監督職員からの要請に応じて委員等からの質疑に対する説明を行うものとする。</p> <p>第1回 委員会資料の作成段階</p> <p>時 期 令和9年1月頃</p>	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	<p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体（CD-R 又は DVD-R）正副2部</p> <p>(2) 成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）1部</p> <p>(3) 公開用成果品の電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1部</p>	
(成果物の提出先) 第5-2条	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市中区昭和区安田通4丁目8番 東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所</p> <p>ただし、10月以降の成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>愛知県名古屋市中区三の丸二丁目5番2号 東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所</p>	

項 目	内 容	備 考
第6章 業務管理 (業務管理) 第6-1条	<p>(1) 情報共有システムの業務について</p> <p>1) 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。</p> <p>2) 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省Web サイト参照）によるものとする。</p> <p>3) 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。</p>	
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条	<p>業務請負契約書第17条から第21条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合</p> <p>(2) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合</p> <p>(3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合</p> <p>(4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合</p> <p>(5) 第4-2条に示す「委員事前説明」に変更が生じた場合</p> <p>(6) 第4-3条に示す「幹事会」に変更が生じた場合</p> <p>(7) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合</p> <p>(8) 履行期間の変更が生じた場合</p> <p>(9) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合</p> <p>(10) その他</p>	
第8章 業務スライドの試行	<p>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。</p> <p>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(3) 発注者又は受注者は、2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第 9 章 定めな き事項 (定めなき事項) 第 9－1 条</p>	<p>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、2)～5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、1)に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて特別仕様書提出先担当と協議するものとする。</p>	

別紙－１ 対象施設一覧表

１．水路トンネル

〔地区名〕 施設名称	施設概要		備考
	構造	延長	
〔付知川地区〕			
１号トンネル	標準馬てい形無筋コンクリートライニング、 $r = 1.0\text{m}$	165.0m	
２号トンネル	標準馬てい形無筋コンクリートライニング、 $r = 1.0\text{m}$	40.0m	
９号トンネル	標準馬てい形無筋コンクリートライニング、 $r = 0.9\text{m}$	224.0m	
14号トンネル	標準馬てい形無筋コンクリートライニング、 $r = 0.85\text{m}$	65.0m	
15号トンネル	標準馬てい形無筋コンクリートライニング、 $r = 0.85\text{m}$	73.0m	
18号トンネル	標準馬てい形無筋コンクリートライニング、 $r = 0.85\text{m}$	92.0m	
	計	659.0m	

別紙－２ 作業項目内訳表

１．水路トンネル 試験施工内容の検討及びモニタリング計画の検討

【対象施設：付知川地区 １号、２号、９号、１４号、１５号、１８号水路トンネル】

作業項目	作業内容	作業数量	業務区分	備考
１．資料検討	設計のための資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	１式	設計	
２．適用性の検討	過年度の現地調査の結果に基づき要求性能を設定し、各水路トンネルに対する裏込め注入工法の適用性を検討する。	１式	設計	
３．仕様の決定	２．適用性の検討にて適用性があると判断された水路トンネルを対象に、要求性能を満足する裏込め注入工法についての補修材料、施工仕様、施工範囲及び施工方法を検討する。	１式	設計	
４．工法評価手法の検討	施工後、裏込め注入工法の適用性を評価するために必要なモニタリング項目及び内容について検討する。	１式	設計	
５．設計図作成	試験施工を行う工事の発注に用いる図面（位置図、平面図縦断面図、標準断面図、構造図（詳細図）、仮設図等）を作成する。	１式	設計	
６．数量計算	数量計算（仮設含む）を行い、数量計算書を取りまとめる。	１式	設計	
７．施工計画	施工基本方針の検討、施工計画、工事用道路計画、仮設計画（仮設図作成を含む）、全体工程計画、施工上の注意点等を取りまとめた試験施工計画の作成を行う。また、作成した仮設図に基づき仮設用地の地番及び地権者を明らかにする。	１式	設計	
８．協議資料作成	施工に必要となる協議事項を整理し、協議が必要となる関係機関（河川管理者等）との協議資料等を作成する。	１式	設計	
９．特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	１式	設計	
１０．概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	１式	設計	
１１．総合検討	上記の各作業について総合的に検討する。	１式	設計	
１２．照査	照査計画に基づき、業務の節目ごとに照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	１式	設計	
１３．点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	１式	設計	

2. 委員会の運営

作業項目	作業内容	作業 数量	業務 区分	備考
1. 委員委託等	<p>委員会の開催に当たって、監督職員からの指示に基づき、学識経験者等に委員としての委託を行う。</p> <p>また、委員に対して謝金及び委員会出席に係る旅費交通費の支払いを行う。</p> <p>委託時期：調整中</p> <p>委 員：4名程度</p>	1 式	設計	
2. 委員会資料の作成	<p>別紙－2 作業項目内訳表の1. 水路トンネル 試験施工内容の検討をもとに委員会資料の作成を行う。</p>	1 式	設計	
3. 委員会の開催	<p>委員会を開催し、その運営を行う。</p> <p>また、議事録（テープ起こし版、概要版及び指摘事項に対する回答（案））の作成を行う。</p> <p>時期：調整中</p> <p>場所：名古屋市内</p>	1 式	設計	